

## 国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の締結実績 及び低圧電力等の受電状況等について【暫定】

### 1. 電気の供給を受ける契約の締結実績

国及び独立行政法人等について、各機関が環境配慮契約法第8条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ・公表の上、環境大臣に報告している<sup>1</sup>。平成27年度における国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の契約締結実績等については、以下のとおり。

#### (1) 契約件数及び予定使用電力量

平成27年度における国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の締結実績は、表1のとおりである。締結件数では71.3%、予定使用電力量では73.3%が環境配慮契約（裾切り方式による入札。環境配慮契約実施不可能<sup>2</sup>分を除く）であった。

表1 平成27年度における電気の供給を受ける契約の締結実績（契約件数・予定使用電力量）

		総数（合計） ※入札（裾切り方式）によらない場合を含む	環境配慮契約（裾切り方式）を実施した件数・予定使用電力量	環境配慮契約を実施可能であったが未実施の件数・予定使用電力量	環境配慮契約の実施が不可能であった件数・予定使用電力量	環境配慮契約の割合（実施不可能分を除く）
契約件数 (件)	国の機関	2,253	1,745	269	239	86.6%
	独立行政法人等	1,522	524	645	353	44.8%
	合計	3,775	2,269	914	592	71.3%
予定使用 電力量 (百万kWh)	国の機関	2,685	2,353	161	172	93.6%
	独立行政法人等	6,813	3,319	1,905	1,589	63.5%
	合計	9,499	5,672	2,066	1,760	73.3%

注1：「環境配慮契約の実施が不可能」は、電力供給事業者が3者に満たないが該当

注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

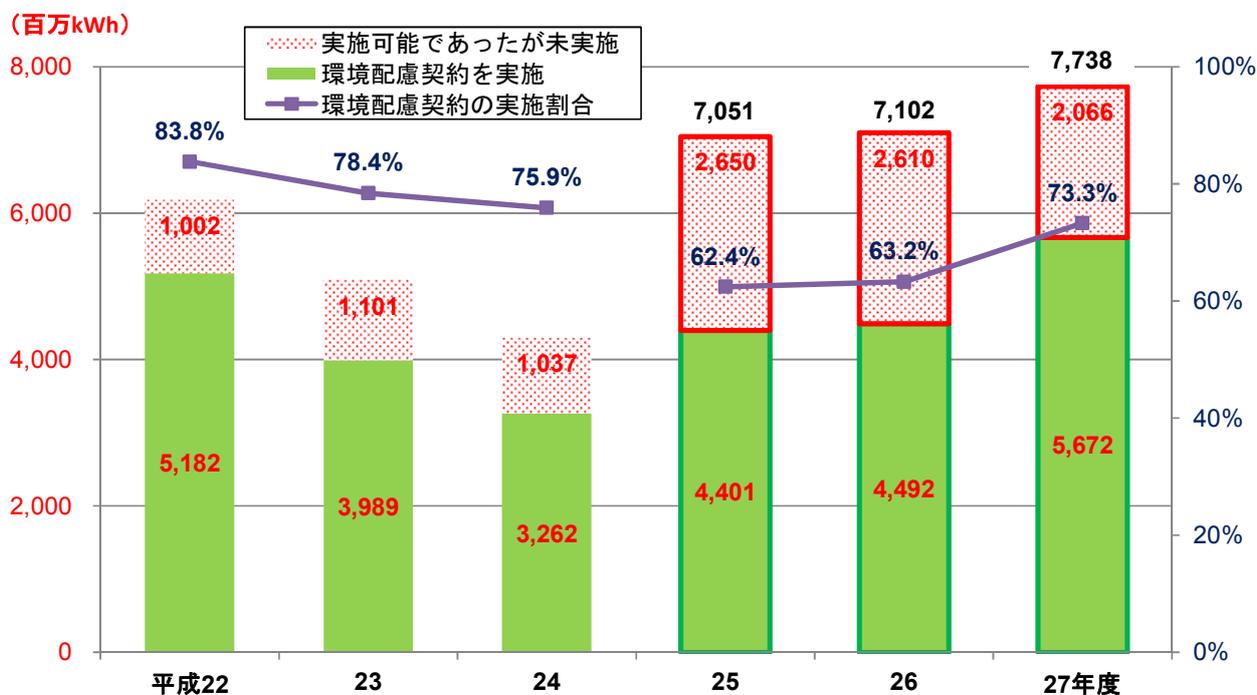
また、電気の供給を受ける契約及び環境配慮契約の実績の推移は、図1のとおりで

<sup>1</sup> 締結実績は法施行時期等の関係で平成20年度以降順次概要が取りまとめられている。ただし、環境配慮契約法は、平成19年11月22日施行のため、平成19年度の締結実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである。また、例えば平成20年度の電気の供給を受ける契約については平成19年度中に契約を締結する施設も多くあり、実績として把握できない場合がある。

<sup>2</sup> 「電力供給事業者が3者に満たない」場合を環境配慮契約の実施が不可能としている。なお、50kW未満（低圧受電）の契約、賃貸ビル等への入居であり直接契約をしていない場合は調査の対象外としている。

ある。平成 27 年度において契約された予定使用電力量（環境配慮契約実施不可能分を除く）は 7,738 百万 kWh、そのうち 5,672 百万 kWh が環境配慮契約であり、平成 26 年度の環境配慮契約の実施割合から約 10 ポイント増加した。

なお、平成 25 年度実績調査から調査対象等を変更しており、平成 24 年度以前の実績調査とは直接比較ができない<sup>3</sup>。



注 1：平成 25 年度から調査票を変更している

注 2：沖縄電力供給区域は除く

図1 電気の供給を受ける契約の締結実績の推移（環境配慮契約実施不可能分を除く）

## （２）環境配慮契約の未実施の理由

「電力供給事業者が 3 者に満たない」以外の環境配慮契約の未実施の理由としては、以下のような事由が挙げられている。

- 特別な契約等により、安価な契約が可能（大学、研究施設など）
- 業者指定による長期継続契約のため（大学、病院など）
- 電気の安定供給が懸念されたため
- 新電力の応札がない／見込めないため（負荷率の高い施設など）

## （３）二酸化炭素排出係数

環境配慮契約の実施又は未実施により、国及び独立行政法人等が契約した電気事業者の二酸化炭素排出係数と予定使用電力量から平均排出係数<sup>4</sup>を算定した（表 2 参照）。

<sup>3</sup> 平成 25 年度以降の実績は予定使用電力量で、平成 22 年度から平成 24 年度は総使用電力量であること、調査内容を変更したことに留意が必要である。

<sup>4</sup> 契約した電気事業者の排出係数と予定使用電力量から算定した加重平均の排出係数

なお、現段階において公表されている排出係数は、平成 26 年度における算定省令<sup>5</sup>に基づく排出係数であることから、平成 27 年度における国及び独立行政法人等の契約締結実績（予定使用電力量）及び平成 26 年度における各電気事業者の調整後排出係数から算定している。

表 2 のとおり、環境配慮契約を実施した場合と未実施の場合を比較すると、すべての供給区域において、環境配慮契約を実施した場合の平均排出係数が小さな値となっている。

全国（沖縄電力供給区域を除く）の平均排出係数は、環境配慮契約を実施した場合が 0.498kg-CO<sub>2</sub>/kWh であるのに対し、環境配慮契約を実施しなかった場合が 0.546kg-CO<sub>2</sub>/kWh となっており、環境配慮契約（裾切り方式）の実施が、より排出係数の小さい電気事業者との契約締結につながっているものと評価できる。

表 2 環境配慮契約の実施／未実施による供給区域別の平均排出係数（平成27年度）

供給区域	北海道電力供給区域	東北電力供給区域	東京電力供給区域	中部電力供給区域	北陸電力供給区域	関西電力供給区域	中国電力供給区域	四国電力供給区域	九州電力供給区域	全国
環境配慮契約を実施	0.626	0.528	0.464	0.468	0.632	0.471	0.609	0.593	0.501	0.498
環境配慮契約を未実施	0.677	0.566	0.493	0.494	0.640	0.510	0.696	0.646	0.582	0.546

注 1：「環境配慮契約を実施」は、裾切り方式による環境配慮契約を実施した場合

注 2：「環境配慮契約を未実施」は、最低価格落札方式による一般競争入札又は随意契約を実施し、環境配慮契約は実施していない場合

注 3：排出係数の単位は kg-CO<sub>2</sub>/kWh

## 2. 国及び独立行政法人等における低圧受電施設等の概要

国及び独立行政法人等の低圧受電施設等の状況を把握するために、平成 27 年度における低圧受電施設及び年間使用電力量に係る調査を実施した。今回の調査結果の概要は、以下のとおりである。

### (1) 低圧受電施設等

今回の調査において把握した低圧受電施設等の年間使用電力量別の施設数は、表 3 のとおりである。なお、定額電灯、公衆街路灯に該当すると考えられる施設等については、使用電力量が把握できない等の理由のため、集計対象から除外している。

表 3 年間使用電力量別の国及び独立行政法人等の低圧受電施設等

(単位：kWh)

種別	総電力量 (千kWh)	有効総数	100未満	100以上 1千未満	1千以上 5千未満	5千以上 10千未満	10千以上 20千未満	20千以上 50千未満	50千以上 100千未満	100千以上
国の機関	53,124	2,350	122	144	440	350	395	605	240	54
独立行政法人等	35,518	3,957	204	1,788	1,050	239	233	273	100	70
合計	88,643	6,307	326	1,932	1,490	589	628	878	340	124

<sup>5</sup> 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

今回の調査においては、国及び独立行政法人等の施設等全体で 6,307 箇所であり、国の機関が 2,350 箇所 (37.3%)、独立行政法人等が 3,957 箇所 (62.7%) となっている。

## **(2) 年間使用電力量等**

施設等の数を年間使用電力量別にみると、1,000kWh 未満の施設等が 2,258 施設 (35.8%) で全体の約 3 分の 1、10,000kWh 未満の施設等まで広げると 4,337 施設 (68.8%) となり約 3 分の 2 を占めている。

年間使用電力量でみると、国及び独立行政法人等の合計で 88,643 千 kWh、うち国の機関が 53,124 千 kWh、独立行政法人等が 35,518 千 kWh となっている。また、単純平均した年間使用電力量は、全体で 14,055kWh/年であり、その内訳としては、国の機関が 22,606kWh/年、独立行政法人等が 8,976kWh/年である。

上記 1 のとおり、これまでの環境配慮契約法の対象となる国及び独立行政法人等の施設等の平成 27 年度における予定使用電力量の総量は 9,499 百万 kWh であるが、低圧受電施設等における把握した使用電力量は 89 百万 kWh、全体の 0.9%となっており、低圧受電施設等の数は多いものの、使用電力量でみると、必ずしも多いとはいえない状況にある。